

平成十九年十二月二十五日受領
答弁第三三三三三号

内閣衆質一六八第三三三三号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎被害者への補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎被害者への補償に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「調査票」の内容については、現在検討中である。

二、三の③及び④並びに四について

現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三の①について

「薬害」の定義については、例えば、「医薬品を使用することによって受ける、さまざまな健康上の被害。」（出典 日本国語大辞典）」とされていると承知している。

三の②について

医薬品に関する事務を所掌する厚生労働省として、医薬品の安全性及び有効性の確保に最善の努力を重ねていく責任があると考ええる。

三の⑤について

御指摘の答弁は、医薬品に関する事務を所掌する厚生労働省の長である厚生労働大臣としての見解であ

る。